

名古屋市依存症治療拠点機関 選定基準

名古屋市依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の 1 の基準を満たすとともに、下記 2、3、4 の運営が可能なものであること。

記

1 人員配置

- (1) 治療拠点機関には、専門医療機関選定基準の 2 に示す研修のうち、申請種別に係る研修を修了した医師が 1 名以上及び看護師、作業療法士、精神保健福祉士または公認心理師等のいずれかが少なくとも 1 名以上配置されていること。又は選定期間中に配置予定であること。
- (2) (1) に示す多職種による連携の下で治療にあたる体制が整備されていること。

2 活動報告等

市内の依存症専門医療機関の連携拠点機関として専門医療機関の活動実績を取りまとめ、全国拠点機関である独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターに報告すること。活動実績の取りまとめに当たっては、市等と連携を図ること。

3 情報発信

市内において、依存症に関する取組（正しい知識の普及、研修会や啓発イベントの開催案内等）の情報発信を行うこと。

4 人材育成

市内に所在する医療機関を対象に、依存症に関する研修（依存症の理解、適切な診断・治療、関係機関との連携等）を実施すること。